

広島市子ども・若者計画（仮称）における量の見込みと確保方策について

1 概要

子ども・子育て支援法において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「提供区域」ごとの「量の見込み」及び「確保方策（確保の内容、実施時期）」を定めることとされている。

このため、「第2期広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「現行計画」という。）において、国から示されている考え方を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」を定めており、次期計画である「広島市子ども・若者計画（仮称）」においても基本的に同様な考え方で定める。

2 国の設定・算出の考え方

(1) 提供区域の設定について

地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の利用状況、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

(2) 量の見込みの算出について

保護者に対するアンケート調査結果を踏まえた上で、どのように必要量を算出するのかについては、市町村において、各事業の趣旨を勘案して適切に判断する。

(3) 確保方策の設定について

現在の各事業の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で、計画期間中における各事業の拡充の要否や子どもを受け入れるための人材・場所の確保が可能かどうか等を勘案して設定する。

3 本市の設定・算出の考え方

(1) 提供区域の設定について（資料2のとおり）

既存事業については、上記2-(1)の国の考え方を踏まえて設定した現行計画の提供区域を継続する。新規事業については、国の考え方を踏まえて新たに提供区域を設定する。

(2) 量の見込みの算出について（資料3のとおり）

基本的に、現行計画と同様な方法により必要量を算出するが、量の見込みが、実績数値と乖離しているなど実情を適切に反映していない場合は、実績数値、推計児童数なども勘案して算出する。

(3) 確保方策の設定について（資料3のとおり）

現行計画と同様に、上記2-(3)の国の考え方を踏まえて設定する。

【参考】計画策定に係るスケジュール（予定）

令和6年	11月上旬	第1回教育・保育施設提供体制等検討部会（量の見込みと確保方策に対する意見聴取）
		第1回地域子ども・子育て支援事業提供体制検討部会（量の見込みと確保方策に対する意見聴取）
	12月中旬	第2回子ども・子育て会議（次期計画（素案）に対する意見聴取）
	12月下旬	同素案の安心社会づくり対策特別委員会への報告
令和7年	1月	次期計画（素案）に対する市民意見募集
	3月下旬	第3回子ども・子育て会議（次期計画（案）に対する意見聴取）
	3月下旬	次期計画の策定